

## 新型コロナウイルス感染症対策のための公立小・中学校の臨時休業について

(令和2年3月4日現在)

### 1. 臨時休業の期間

3月5日(木)～3月24日(火)

※3月2日(月)から4日(水)までにおいても、登校への不安がある場合は、無理をせず登校を控えること、この場合は、欠席扱いにはならない旨を保護者に通知済

### 2. 児童生徒の家庭での過ごし方調査の実施

- 小学校児童を対象に、臨時休業中の過ごし方を調査
  - ・低学年の児童が一人または複数の児童のみで過ごす状況に対し、学校が個別に相談を行う。
- 特別支援学級在籍児童生徒及び通常学級に在籍する放課後デイサービス等を利用している児童生徒の居場所と過ごし方を確認
  - ・児童生徒の居場所を確保できない場合は、必要な対策を行ったうえで小中学校に登校させる等の配慮を行う。

### 3. 緊急一時預かり

児童生徒の過ごし方調査の結果、自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒について、緊急一時預かりを行う。

### 4. 児童生徒の臨時休業中の生活指導

- 学力保障
  - ・臨時休業中の家庭学習を配布し、学級担任が家庭訪問等を行って回収する。さらに、次の家庭学習を配布する。
  - ・中学校3年生に対し、一人一人に丁寧な進路指導を行う。
- 生徒指導
  - ・児童生徒に対し、学級担任が家庭訪問等を行い、学習及び生活状況を確認する。
  - ・臨時休業期間中、部活動は休止する。

### 5. 学童保育所への支援

- 人的支援
  - ・指導主事、教諭、講師等が学童保育所の運営を支援する。
- 場所の提供
  - ・学童保育所に対し、必要に応じて学校施設の使用を許可する。